

簡易株式交換公告

2013年4月12日

株主各位

東京都港区芝四丁目8番2号
青木あすなろ建設株式会社
代表取締役社長 上野 康信

当社は、2013年3月19日開催の取締役会において、2013年8月1日を株式交換の効力発生日として、青木マリーン株式会社(大阪市北区大淀南一丁目4番15号)を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしました。

この株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から2週間以内に、当社に対して、書面によりその旨をご通知下さい。

また、会社法第797条第1項の規定に基づき、株式買取請求を希望される株主様は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知下さい。

なお、上記の株式買取請求に係るご通知にあたっては、株主様が株式を預託している証券会社等の口座管理機関に対し、個別株主通知のお申出の取次のご請求が必要となりますので、ご留意ください。

以上